

平成 29 年 3 月 1 日

霧島温泉旅館協会協賛事業

「霧島に泊まってお得なチケット特典」利用規約

(目的)

第 1 条 本利用規約は、霧島国際音楽ホール（以下「当館」といいます。）と霧島温泉旅館協会（以下「協会」といいます。）の協賛により、当館が行う自主事業において提供する特典を利用される方（以下「利用者」といいます。）に、特典の利用にあたって遵守していただく事項を定めるものです。

(特典の対象となる事業)

第 2 条 当館の自主事業として実施する有料公演（以下「対象公演」といいます。）とします。ただし、霧島国際音楽祭期間中の公演、みやま音楽アカデミー、ミニ・コンサート、及びその他の特別公演は対象外です。

(特典の内容)

第 3 条 対象公演の入場券を、定価の半額で購入することができます。ただし、他の割引との併用はできません。

(利用者の条件)

第 4 条 特典利用者は、次の(1)、(2)両方の条件を満たす方とします。

- (1) 対象公演の入場券を購入する方
- (2) 対象公演の当日、又は前日に霧島温泉旅館協会加盟のホテル・旅館に宿泊する方

(特典の利用条件)

第 5 条 利用者が特典を利用する際の条件は、次のとおりとします。

- (1) 利用者は、特典を利用するにあたり、本規約に同意の上、当館所定の手続きに従って申し込むものとします。なお、未成年者は、法定代理人の同意を得た上で手続きを行うこととします。
- (2) 利用者は、申込書（様式）に必要な事項を記入し、当館に提出した上で入場券を購入するものとします。ただし、入場券購入後の申し込みは一切お受けすることができません。
- (3) 申し込み以前に購入された入場券の払い戻し又は差額分の返却は、いかなる理由においても行いません。

(特典の失効)

第 6 条 利用者は、第 4 条で定めた条件を満たさない事態（宿泊予約のキャンセル等）が生じた場合は、速やかに当館に連絡し、入場券の特典割引差額分を当館が指定する方法で支払うものとします。

(譲渡の禁止)

第 7 条 利用者は、特典を利用して購入した入場券を第三者へ譲渡することはできません。

(営利目的での特典利用の禁止)

第 8 条 利用者は、特典を営業活動又はその他営利目的のために、利用することはできません。

(特典の内容変更等)

第 9 条 当館は利用者の承諾なしに、特典の内容変更、停止又は中止を行うことができるものとします。

(損害の免責)

第 10 条 当館は、特典の内容変更、提供の遅延、停止、中止による損害の他、特典の利用により発生した一切の損害を賠償する責任を負いません。また、利用者が特典を利用することにより他人に対して損害を与えた場合、当該利用者は自己の責任で解決するものとし、当館は一切の責任を負いません。

(利用規約違反)

第 11 条 利用者が本規約の内容又は趣旨に違反した、あるいは本規約の目的に照らして不適切な行為を行ったと当館が判断した場合、当館は、当該利用者に対して特典の提供を中止し、且つ将来にわたって特典を利用することを禁止できるものとします。

(個人情報の保護)

第 12 条 当館及び協会は、業務上知り得た個人情報は、特典を提供する目的以外には使用しません。